耐震診断義務付け対象路線

	路線名称	区　間	所管行政庁																
			大阪市	堺市	豊中市	池田市	箕面市	吹田市	高槻市	茨木市	守口市	枚方市	寝屋川市	門真市	八尾市	東大阪市	和泉市	岸和田市	大阪府
①	国道 1 号	京都府境～中振										○							
②	国道 2 号	兵庫県境～梅田新道	○																
③	国道 25 号	梅田新道～久太郎町 3 四天王寺前･四天王寺南～奈良県境	○												○				○
④	国道 26 号	堺区安井町～和歌山県境		○													○	○	○
⑤	国道 43 号	兵庫県境～梅香	○																
⑥	国道 163 号	奈良県境～松生町											○	○					○
⑦	国道 170 号	中振～石津元町										○	○						
⑧	国道 171 号	京都府境～畑田							○	○									○
⑨	国道 176 号	兵庫県境～蛍池東 4 丁目南 兵庫県境～豊島南 1 丁目･豊島南 1 丁目東			○	○													
⑩	国道 308 号	深江橋～被服団地前	○													○			
⑪	国道 310 号	堺区安井町～七つ辻		○															○
⑫	国道 423 号	京都府境～(箕面有料道路)～梅新南	○		○		○	○											○
⑬	大阪高槻京都線(府道 14 号)	畑田～下穂積 1 丁目								○									
⑭	大阪池田線(府道 10 号)	豊島南 1 丁目･豊島南 1 丁目東～(大阪中央環状線)				○													
⑮	京都守口線(府道 13 号)	石津元町～大日									○		○						
⑯	大阪生駒線(府道 8 号)	奈良県境～(阪奈道路東行含む)～安田東																	○
⑰	大阪市道築港深江線(中央大通)	船場中央 3･久太郎町 3～深江橋	○																
⑱	大阪中央環状線(府道 2 号)	兵庫県境～美原ロータリー南～北丸保園付近	○	○	○	○		○		○	○			○	○	○			○
⑲	大阪和泉泉南線(府道 30 号)	谷町 4～一条通	○	○															
⑳	大阪市道福島桜島線(北港通)	野田阪神前～梅香	○																
㉑	国道 309 号	丹南～板持南 （堺市指定：上記区間のうち堺市域）		○															○
㉒	国道 371 号	七つ辻～石仏																	○

所管行政庁欄にある「○」は、当該所管行政庁の区域に左欄の耐震診断義務付け対象路線があることを示す。なお、羽曳野市には耐震診断義務化対象路線はない。

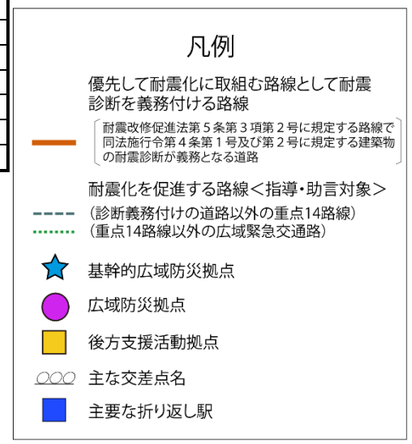

要安全確認計画記載建築物(広域緊急交通路沿道建築物)

●【建物】次のいずれにも該当する既存耐震不適格建築物
- 一　大阪府が指定した道路(※1)に敷地が接する建築物
- 二　昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物(旧耐震基準(※2))
- 三　建築物のそれぞれの部分から道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離(幅員が12m 以下の場合は 6m)を加えたものに相当する高さを超える建築物

※1 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する路線で耐震診断が義務となる道路(耐震診断義務化対象路線)
※2 建築基準法が昭和56年に大幅に強化され、現在の耐震基準である「新耐震基準」が導入されました。阪神･淡路大震災においても、「新耐震基準」による建築物は比較的被害が少なかったことがわかっています。

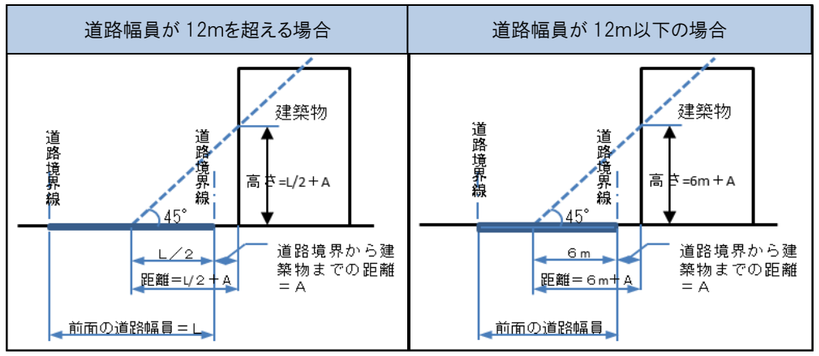

●【ブロック塀】次のいずれにも該当する既存耐震不適格ブロック塀
- 一　大阪府が指定した道路に面する長さが8mを超えるブロック塀
- 二　昭和56年5月31日以前に新設工事に着手したブロック塀
- 三　ブロック塀から道路の境界線までの水平距離に、2mを加えた数値を 2.5 で割った数値を超える高さのブロック塀

(ブロック塀･･･補強コンクリートブロック塀を含む組積造の塀)
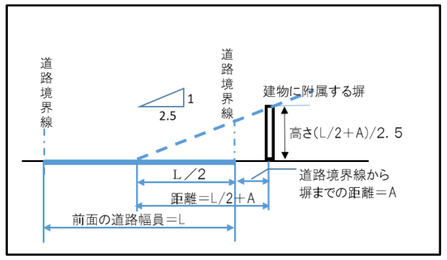
高さについては 0.8m以上、長さについては8m以上 25m 未満の範囲において知事が規則で定めることができる